

住宅借入金等特別控除の新しい制度内容

平成21年から平成25年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）を受けた方で、所得税において控除しきれなかつた金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

※この控除について、個人ごとに飯山市へ申告してください。なお、この改正に伴い、

ごとに飯山市へ申告していきたい方についても、各個人の申告が必要がなくなりました。ご不明な点はお問い合わせください。

税務課市民税係
内線161、162
☎62-3111

事業所（者）の皆さんへ

市・県民税 特別徴収のお願い

今年度より、長野県と県内全市町村が共同し、給与所得者の個人住民税について、特別徴収（給与からの天引き）推進に取り組んでいます。まだ従業員の方の特別徴収を実施されていない事業所（者）の方は来年度からの個人住民税の特別徴収の導入をお願いします。

■個人住民税の特別徴収とは

納税者である従業員の方が直接市町村に個人住民税を納付（普通徴収）するのではなく、事業所（者）が毎月の給与から天引きして従業員に代わって納付する制度です。

■納税者（従業員）にとっても利点があります

- ・納税者（従業員）の皆さんが金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
- ・普通徴収は、年間の税額を4回に分けて納めるのに対し、特別徴収は毎月の給与からの天引きなので12回に分け納税していただきます。これにより納税者の1回の納税額が少なくなります。

■事業者の皆さんへの面倒な手続きは必要ありません

市・県民税は、所得税の源泉徴収のような個別の税額計算や、年末調整の事務の必要はありません。市町村が税額計算を行い事業者へお知らせしますので、事業者は毎月の給与から税額を天引きし、市町村に納めいただきます。

平成22年度の個人住民税からの特別徴収を実施される場合は、平成22年2月1日までに提出する、給与支払報告書の提出方法が変更になります。詳しくは市役所税務課市民税係（☎62-3111 内線161、162）へお問い合わせください。

住宅ローンにかかる個人住民税控除額の算出方法

$$\text{所得税の住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額} = \text{個人住民税の住宅ローン控除額}$$

※ただし、上記の式で算出された控除額が「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）」を超えた場合は、その額が控除額となります。

新型インフルエンザ ワクチン接種（予防接種）について

県内のインフルエンザの発生は11月に入り増え続けてきました。市内でも11月に小中学校を中心に感染が拡大していましたが、学級閉鎖、学年閉鎖の効果があり、12月に入り感染者の減少が見られます。しかし季節性のインフルエンザはこれからが本番。

新型も季節性も、油断できない状況です。

新型インフルエンザのワクチン接種（予防接種）については、優先接種対象者から順次接種が始まっていますが、接種回数など新しい情報が国・県から発表されましたので、お知らせします。

接種回数が定められました

- 妊娠の方 1回接種
- 基礎疾患を有する方 1回接種（注1）
- 1歳以上13歳未満の方 2回接種（注2）
- 中学生、高校生の年齢にあたる方 2回接種（注3）
- 65歳以上の方 1回接種

※上記の方のほか、次の方は1回接種です。

- ①新型インフルエンザの診療に直接従事する医療従事者
- ②1歳未満の乳児の保護者および優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者。（②は以下「1歳未満児等の保護者」といいます）

接種日程が早まる方

（11月30日 長野県衛生部発表）

接種日程が早まる方	予約開始日	接種開始日
小学4～6年	12月10日	1月7日 (変更前:1月下旬)
1歳未満児等の保護者	12月17日	1月7日 (変更前:1月13日)
中学生	12月21日	1月7日 (変更前:1月中)

優先接種対象者へのワクチン量は確保できる見通しです

ワクチン接種は希望者が多く、短期間で希望者全員が接種できるわけではありません。ワクチンは順次生産・出荷されていますが、県が医療機関に配分し、接種できるようになるまでには時間がかかります。

しかし、優先接種対象の方が接種できるだけの量は、県で確保することができる見通しですので、医療機関への予約、お問い合わせはあせらず、あわてず行いましょう。

体を温めインフルエンザを予防！

体温が下がると、カゼや感染症にかかりやすくなったり、疲れやすく、免疫力・自己治癒力の低下にもつながります。次の事を心がけ、しっかり体を温め、体調を整えましょう。

①朝食をしっかりとする

体温は寝ている間に下がりますが、朝食を食べることで体温が上がります。朝食を抜き体温が下がったままで登校・出勤すると、ウイルスなどに対する抵抗力が落ちてしまします。

②体を温める野菜をとる

ショウガ、ニンニク、ニンジン、レンコン、ネギ、などの野菜は体を内側から温めてくれます。



③衣類の調節をして体を温かくする

汗をかいたら下着を取り替え、体を冷やさないようにしましょう。外へ出るときは帽子、手袋、マフラーの活用も効果的です。

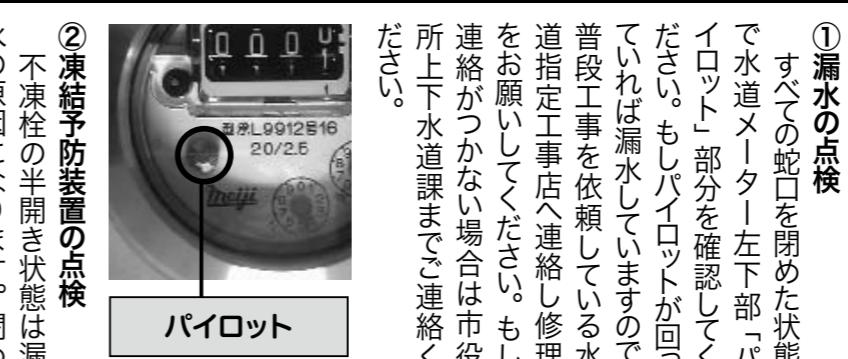


④ややぬるめのお風呂にゆっくり入る

体が温まり、血行がよくなります。



★「インフルエンザにかかったかな」と思ったら、まずは、かかりつけ医に相談。平日・日中の受診を心がめましょう★



冬期間は水道メーターの検針ができないため、漏水に気づかなかつたり、寒さで水道管が破裂してしまつたりする場合があります。トラブル防止のため、雪が多く積もる前に次の点に注意し、漏水等の点検をお願いします。

冬期間は積雪のため水道メーターの検針ができない。このため、水道料金は各家庭の毎月の使用量を参考に、おおむね使用されると思われる量を推定し請求します。冬期認定通知書」を各家庭に送付し推定した請求額をお知らせしますのでご確認ください。春に行うメーター検針で精算を行い、その際に「上下水道使用量のお知らせ」をお渡しし、冬期分の精算額をお知らせします。

たつりでも再確認をお願いします。また凍結防止帯がきちんと巻かれているか、電気が入っているかの確認をお願いします。

各家庭の漏水点検をお願いします

本格的な冬を迎える前に水道管の確認を